

男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会
ポジティブ・アクション ワーキング・グループ

第9回議事録

内閣府男女共同参画局推進課

第9回ポジティブ・アクション ワーキング・グループ
議事次第

日 時:平成23年12月9日(金)15:00～15:50

場 所:中央合同庁舎4号館1214会議室

- 1 開 会
- 2 最終報告の取りまとめ等に向けた検討
- 3 閉 会

○鹿嶋座長代理 それでは、座長が来るまで、司会を進めておきます。

第9回の「基本問題・影響調査専門調査会ポジティブ・アクション ワーキング・グループ」を開催します。本日は、渥美委員、碓井委員、加藤委員、小林委員、東村委員がご欠席です。

本日は、前回のワーキング・グループの議論を踏まえまして、最終報告のとりまとめを行いたいと思います。配付しています最終報告（案）について、事前に皆さんから御意見を伺っておりますので、それを整理しております。

それでは、事務局の方から本日の配付資料についての説明をお願いします。

○中村専門職 それでは、資料の説明に入らせていただきます。

本日は、資料1、資料2を配付しております。まず、資料1の最終報告（案）の説明から入ります。中間報告から、加筆・修正した主な箇所について説明いたします。

資料の7ページから9ページです。政治分野における部分で、主な箇所としましては、8ページのアの箇所は、前回、ワーキング・グループで整理しました諸外国の事例等を各政党に対して提示し、働きかけていくというように整理しております。それからアとイの表題につきましても、内容と整合を図るため、修正をしております。

それから、参考資料ですけれども、33ページ、参考資料5と書いた資料をお願いします。前回、ワーキング・グループで御議論いただきました、政治分野の資料を参考資料5として添付しております。前回の資料から修正した箇所は、38ページ、39ページの赤字の部分です。「クオータ制以外のもの」として、イギリス、ドイツ、オランダ、シンガポールの事例を加筆しております。

それから、本体の報告書の方に戻っていただきまして、13ページから15ページの雇用分野につきましても、イの「公共契約を通じた推進方策」として、この部分につきましても、前回、ワーキング・グループで議論いただきました公共契約の資料に基づきまして整理しております。

項目としましては、(ア) 公共工事の競争参加資格審査における検討、それから(イ) 公共工事の総合評価落札方式の評価項目における検討、それから14ページですけれども、(ウ) 物品の購入等の競争参加資格審査における検討、(エ) 物品の購入等の総合評価落札方式の評価項目における検討、最後に15ページ、(オ) 公共契約の特別措置における考察として整理しております。

前回、ワーキング・グループで御議論いただきました公共契約における推進方策の検討結果につきましても、同じく、参考資料という形で、46ページからになりますけれども、A3の資料です、参考資料6として添付しております。

次に、15ページです。15ページのウ「補助金等における推進方策の積極的な活用」部分に、農林水産省の補助事業における女性農業者等の優先枠の設定などの新たな取組みについて加筆しております。

次に、18ページです。18ページには、「最先端・次世代研究開発支援プログラム」にお

いて、女性研究者の割合を設定している事例を加筆しております。

続きまして、資料2をお願いします。この資料は、今後、政党に働きかける際に使用するものとして整理したものです。内容につきましては、先ほど御説明しました参考資料5の政治分野の資料に、今年の男女共同参画白書に記載していますデータ等を加筆したものです。

簡単に内容について触れますと、1ページのところは、政治分野における女性の参画の拡大が極めて重要であるという、前書きを記載しております。

2ページから4ページにつきましては、日本の状況について諸外国の比較を踏まえましてグラフとして整理しているものです。

それから5ページ以降につきましては、前回、ワーキング・グループで議論いただきました政治分野におけるポジティブ・アクション取組みの具体例の部分を中心に転記した形で整理しております。

以上で説明を終わります。

○今野座長 ありがとうございます。おくれまして、申し訳ございません。

それでは、資料1と資料2について、何か御意見がありましたらお願いいたします。

○岡本委員 とりまとめ、ありがとうございます。1点質問なのですが、14ページの(ウ)の物品の購入等の競争参加資格のところですか、この4行目ですか、「国においては」と書いてありますね。数項目に限定されているということとどまっています、それ以降のところは、地方公共団体においてはこのように進めていく必要があるのではないかと書いてあるわけですが、国においてはどういうことなのでしょう。これだけでどまっているのか、いろんな現状、実情があって難しいのかというのがちょっとわからなかったので質問です。

○中村専門職 参考資料6、A3の資料の51ページをお願いします。そこに、「公共工事以外（物品の購入等）の競争参加資格設定における加点の検討」と整理しています。地方公共団体につきましては、11団体で設定している状況を書いております。国の状況ですが、報告書に書いていますように、平成13年度から全省庁統一資格になっているということで、一番下のところに、国の契約においては、社会性を評価する資格要件を設定することは困難であるという会計法を所管している財務省の見解が示されているのが1点と、それから、制度上、全省庁統一資格ということで、その※印のところに書いていますように、審査項目は最低限の項目で審査しているという状況になっております。

そういうことを踏まえまして、右の「今後の検討方向」ですけれども、社会性を評価する項目が、そういうことを踏まえまして設定されていない状況ということで、国の方の取組みとしては、現在、取組みを行っている調査事業、広報事業、研究開発事業の総合評価落札方式の評価項目の中で、男女共同参画等の評価項目が設定できないかという取組みを強化していくという整理にしているところです。

○岡本委員 御説明わかりました。だとすると、少しそのところがこの文章のところに

入っているとわかりやすいのかなと思います。例えば、A3の資料を皆さんが十分にきちんと見るということはないのかなとも思います。以上です。

○今野座長 それだったら、今、おっしゃられたように、(ウ)のところだけ読むと、何も国はしないみたいなので、そちらの方で、ここで言う調査、広報、研究等の方で頑張るぞというような趣旨の文章を少し入れておくと、国も何かやるのだなと分かる。詳細はそっちを見てもらえばいいわけですけども、そのぐらい入れておくとわかりやすいですかね。どうですか。

○中村専門職 そうですね。報告書の14ページの(エ)の一番下の赤字で書いているところに、先ほど申し上げましたように、国の方で取組みを強化するという内容を書いておりますので、そういった方向をするというを(ウ)のところにも少し書くような形で。

○今野座長 要するに、(エ)を見ると。

○中村専門職 はい。

○今野座長 ほかにございますか。

今日は最終回ですので、ないとすぐ終わりますが。

○辻村委員 前回、政治分野についての御議論の際に欠席することになりまして、申し訳なく思っております。クオータ制をめぐって、概念規定その他についていろいろ御議論があったと伺っております。

今回の最終報告書、あるいは資料の作成に当たりましては、いろいろ御配慮いただきましたが、クオータ制を割当制と定義するにしても、各国の制度をまとめていくときに、なかなか難しい問題があるということを残保させていただきたいと思います。

例えば資料2をごらんいただきたいのですが、資料2の10ページに英国の例が出ております。英国の選挙制度は小選挙区制でございまして、通常、小選挙区制では選挙名簿上の割り当てをすることができずクオータ制を入れることが難しいので、いろんな方法を考えているわけです。

そこで、ここに書いてあるように、労働党は、ツイン方式、すなわち隣同士の選挙区で片方が男性だったら、片方は女性を立てるという方式をとったり、あるいは、おおむね半分ぐらいの選挙区にすべて女性の候補者を立てた。これは All-women shortlists[女性単独候補制]と呼ばれておりますが、イギリスでもクオータ制であるとは書いてありません。この All-women shortlists については男性側から異論が出て訴訟が起こりまして、労働党側が敗訴しているのですね。そこで法律を改正したという経緯ですので、この英国の例をとって、政党による自発的クオータを挿入したとっていいかどうか疑問が残ります。同じ資料の4ページの図6で「労働党がクオータ制を導入」と書いてあることには、やはり少しひっかかります。こういうのも全部クオータと呼んでしまうのかどうかは、これは国によって制度が違いますので、なかなか難しいのですね。

例えば、図7については、パリテ法の成立ということで、クオータという言葉を使っていません。これは、フランスでは、クオータ制は憲法違反という判決が出ておりますので、

わざわざ、クオータではなくてパリテだと言っているからです。

ここでまとめるときに、我々は勝手にクオータの中に入れていたのであって、それは我々の概念ですから仕方がないのですけれども、クオータという言葉がこの資料で不用意に多用しない方がいいと思っています。前回の御議論でもやはりそういうことだったのではないのでしょうか。実際にクオータ制と呼ばないものまで含めてクオータといういい方が前面に出てしまいますと、逆に拒絶反応がある。各国でも、やはりクオータに対する拒絶反応があるために、名前を変えて違いを示したり、純粋な割当制でない制度を入れたり、いろいろ工夫しているのですね。

日本でも、例えば、ある法律に、政党が女性候補者の割当制を導入するなどして女性候補者を増やすことを努力義務とすることを明記した場合にも、これをクオータと言うのか、それともこれは法的拘束力がないのでゴール・アンド・タイムテーブル方式のようなものなのかという疑問がありますので、できる限り、クオータの用法は厳密にして、誤解を避けた方がいいと思っております。とくに外国の制度は、いろいろ注釈をつけて誤解がないようにする必要があると考えています。長くなりましたけれども、以上です。

○今野座長 ということは、具体的な対応ですけれども、この資料2の図6は、素直に **All-women shortlists** と書いておけばいいということですね。

○辻村委員 労働党が女性単独候補制を入れたわけですので、そのように記して誤解を生まない方がいいと思います。韓国でも、小選挙区については、30%の候補者擁立を努力義務にしたわけですね。それを実現できたところは補助金を増額するというようにインセンティブを与えているわけです。

○今野座長 今おっしゃられた図8は努力義務と書いてあるのですね。ですから、これと同じように、ここは変更するという事です。

ほかに、今の言われた趣旨ですごく気になる場所があったら、書いておいた方がいいと思うのです。

○辻村委員 はい。私も、そういう目で見させていただきまして。

○今野座長 ほかにありますか。

○辻村委員 例えばフランスについて、7ページですけれども、3行目に、「候補者クオータ制等を採用する法律が成立した」と、クオータ制と書いていますね。しかし外から見ると候補者クオータ制に見えるかもしれないけれども、選挙制度において、男女同数制を実現するために種々の制度を採用したパリテ法なのであって、フランスではクオータという言葉は絶対使わないのですね。

とくにフランスのメインはやはり下院の国民議会で、小選挙区制をとっているため候補者名簿上のクオータ制を採用できないため、各政党に対して女性候補者を49%から51%の間にするように努力義務を課し、それが実現できない政党は補助金を減額するという制度をつくったわけです。

そういうのを50%クオータと呼ぶかということ、呼ばない。ですから、フランスの下院に

については 50%クオータは導入されていないのですね。実際には、その法律をつくった社会党自体が、小選挙区ですと候補者が 1 名ですから、強い候補者でないと負けてしまうわけで、弱い女性候補者を出して政権を失ったら身もふたもないので、法律をつくった社会党が自ら女性候補者を 30% 台しか出せなくて補助金減額の方を選んだという経過があります。国によって対応が違ってきますので、詳細は書き込めないのですが、この資料は、政党に対して事実をお伝えして、こういう制度もありますから何かやってみてくださいということをするための資料ですから、なるべく異論や間違いがないように書いた方がいいと思います。

○今野座長 今のフランスのパリテ法については、第 1 段落で内容は「男女同数とすることをめざして」と説明しているのですね。

○辻村委員 男女同数を目指して、選挙制度に応じて種々の制度を導入したというわけです。選挙制度は、上院、下院、市町村議会、欧州議会などたくさんありまして、選挙制度に応じて全部やり方を変えていますので、その点は誤解のないように書く方がいいかと思えます。

○今野座長 気になるのはそこくらいですか。

○辻村委員 はい。

○今野座長 では、今おっしゃられた資料 2 の 4 ページの図 6 を変更するのと、7 ページのフランスの記述。

○辻村委員 そうですね。あえてクオータ制という言葉を使わないで、パリテ法を制定したと書く方がいいかと思えます。

○鹿嶋座長代理 ただ、候補者クオータ制の中に入れていいのですか。見出しはクオータ制になっている。

○辻村委員 これは、こちらの分類に従えば、そこに入れざるを得ないということですが、本文の説明の中では、少なくともクオータという言葉は使わない方がいいと思っています。韓国も、小選挙区比例代表の並立制で、比例代表の方はクオータ制なのでここに入れてもいいですが。

○今野座長 クオータ制の定義については、我々はこう考えると書いてしまって、その枠組みでもいいけれども、その中について、実はあいまいなものがあるので、そこはなるべくクオータ制という言葉は使わないようにして、正確さを。

○辻村委員 そうですね。具体的に説明した方が正しいと思います。十把一からげにクオータ制と書いてしまうと、とくに強制型のクオータ制を念頭において反発が出てくるかもしれないと思います。

○鹿嶋座長代理 しかし、フランスはクオータ制以外のものはだめなのですか。10 ページのイの方に入れるという考え方は。

○辻村委員 政党助成金を増額するという形でインセンティブをつけて、女性候補者を高めようとする制度をどうとらえるかですね。

○鹿嶋座長代理 フランス自体がクオータ制はなしというのでしょうか。

○辻村委員 クオータという言葉は使いません。ですけれども、パリテという言葉で、男女同数をあくまで目指しますから、男女同数ということは、外から見れば、50%クオータと同じではないかと考えて、例えば、上院のように比例代表制で名簿式をとっているところは、国際機関の整理に倣って、分類するのでもやむをえないかなという感じです。

○今野座長 我々の考え方は、例えば3割でいきましょうと言ったら、クオータ制と言っているのですね。それで、実際にそれを実現する手段には強制度の違ういろんな実現手段があって、その中の一つが努力目標もあると。法律で絶対やれというものもある。

今おっしゃられたフランスの場合は、例えばパリテでいきましょう。実現方法は努力目標でいきますと言うと、フランスは、だからクオータ制でないというような言い方をしているわけですが、ここでは何となく、人数というか、比率としてのアウトプットを前面に出すと、クオータ制と言っているのですね。

○辻村委員 それはやはり問題があると思うのですね。クオータ制は厳格なポジティブ・アクションだということを以前に報告させていただいたのですが、例えば30%にすることを努力目標にするという方法は、少なくとも、厳格なポジティブ・アクションではないですね。

比率を掲げたからといって全部クオータになるわけではないし、強制力のないクオータというのは限りなく数値目標型に近づくことになりますので、その辺りが難しいですね。

○鹿嶋座長代理 ただ、今、聞いていると、やはりフランスは候補者クオータ制に入れることについては疑問を感じるけれどもね。候補者クオータ制に近い制度とか、柱を1つ立てて、フランスだけ入れるとかしておかないと、どう見てもフランスは、違うわけでしょう。だから、この(イ)の候補者クオータ制の中に入れるのではなくて、この下に、それに近いものとか別の柱をもう一つ立てる。その方がいいのではないですか。

○辻村委員 ただ、フランスは、上院の場合には、名簿式で比例代表制ですから、男女交互にしているのですね。そうすると、この国ではクオータということを行わなくても、外から見れば、全く同じ制度を候補者クオータ制と呼んできた。白書やこの報告書では、国際機関の分類に倣ってそういうものをクオータに含めてきたので、ここでは、当事国の考えとは別に、クオータに入れたという趣旨でしょう。

○鹿嶋座長代理 あるいは、入れるのなら注で、そういうのも少し説明しておいた方が。フランスについてはね。

○辻村委員 本当はそうですね。なかなか詳細を説明し切れないところがありますが。○

鹿嶋座長代理 小さな文字でいいからね。

○辻村委員 はい。例えばフランスについては、上院議会議員の方の候補者名簿の登載順を男女交互にするのを先に出して、これをもってこちらでは候補者クオータだと理解したのだとわかるようにして、小選挙区をとっている下院については、それ以外の方法、候補者を49から51%の努力目標にしておいて、助成金を減額する形をとっているという説明

をすべきでしょうね。

○鹿嶋座長代理 フランスは、中心は下院でしょう。

○辻村委員 下院はなかなか女性議員比率が上がらなくて、一生懸命努力しているのですけれども難しい。小選挙区制が中心の国というのは、イギリスもアメリカも全体にどうしても女性議員比率は低いですね。その点は日本も同じですが、小選挙区制について、ゴール・アンド・タイムテーブル方式のようなものをクォータと呼んでしまわない方がいいのではないかと思います。

○鹿嶋座長代理 この問題に詳しい専門家が読んで、これはということと言われると困るので、小さな文字でもいいから、今の辻村委員の言った説明をちょっと入れておいた方がいいのではないかな。

○辻村委員 フランスでは、これをクォータ制と呼ばないで、クォータ制にかえてパリテという言葉を使っているけれども、上院については比例代表制なので、事実上は50%クォータと同様の制度が導入されているとか、例えばそのような説明であれば間違いはないと思います。

○今野座長 そうすると、今おっしゃられたクォータ制の定義というのは、割り当てを決めて、かつ、それを法的に強制しているというような定義ですか。

○辻村委員 ここで法的強制したものだけをクォータと呼ぶかどうかというのは、限定されたものではなくて定義次第になると思います。

○今野座長 そうすると、努力義務も入るのですか。

○辻村委員 実際には、政党による自発的クォータなどの場合には、法律によって強制しているわけではないですが、たくさんの国で導入してクォータと呼んでいます。だから、法律による強制のものだけをクォータと呼ぶわけではないです。けれども、政党が党の綱領によってそれなりの強制力を働かせているとしても、それは法律による強制よりは弱くなります。

○今野座長 そうすると、本文で、クォータ制ってどこかで定義しているのですね。どこでしたか。

○小林推進課長 まず、資料2の中でクォータ制の定義、5ページのところで、分類の考え方をしている、この資料2の中の考え方としては、この5ページの(1)アの「クォータ制」でA、B、Cと分けてございます。今お話のあったフランスはBの候補者クォータ制で、候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているものと分類されていますのと、あと北欧なんかのものは政党による自発的クォータということで、Cの「党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とすることを定めるもの」ということを定義として書いております。

○辻村委員 これは、白書を作成するときに、スウェーデンのIDEAという国際機関が中心になっているクォータ・プロジェクトのウェブサイトの分類に従うということ、明確に典拠を示して書いておられます。今回の資料はそれと同じなのですね。実際にはいろん

な制度が混ざっているけれども、全体としてここに分類することの典拠は、このクォータ・プロジェクトのウェブサイトによ拠するという事ですから、それならば、そういうことをここにも書いておけばどうでしょうか。

○今野座長 でも、この定義だって、例えばBでいくと、「憲法又は法律のいずれかによる候補者クォータ制」、「議員の候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすること」というのは。

○辻村委員 ですから、これは比例代表制の候補者名簿を前提にしているのですね。

○今野座長 私の言いたいのは、実行しろと書くのと、頑張れと書くのと、法律でも両方あるからね。もともとの定義が不明確ということかな。

○辻村委員 ここでわざわざ「候補者名簿の」と書いてありますから、このBは、キャンディデイト・クォータなのですね。要するに比例代表制のもので、このBは、本来小選挙区制を念頭には置いてないのです。ですから、韓国の場合も比例代表制の部分がBに入るわけで、小選挙区制の部分もBだというのは、その定義からしておかしいということになります。

○今野座長 BとCは基本的に主語が違ふ。Cは政党ですけれども、Bは、政府が政党にだから、そこはBとCは全く違ふと思うのですけれども、それより私が言いたいのは、今おっしゃられたような意味で、ここでBでも、純粋に近いタイプとグレーゾーンがあつて、このBの定義の、私が言ったように、頑張れという法律があつたとすると、Bですね。そうすると、さっきは、それは違ふという話になる。ですから、余り厳密なことを言わないで、純粋系に近いBと、グレーBとがあつて。

○辻村委員 フランスについては上院を書いておけばいいわけですね。上院がこれに当てはまっていますからね。

○今野座長 もしかしたら、さっきのフランスの例でも、ほかの国も全部そうですけれども、純粋Bを先に書いておいて、少し疑似的なBを後ろに書いておくというぐらいにしてやればいいかなと。

○辻村委員 私もそう思います。それで、小さい字で書くとか、注釈をつけるとか、誤解のないように。

○小林推進課長 一応編集方針として、例えばフランスですと、上院の話を書き、下院の話というふうに書いてございまして、韓国も、比例代表部分の話を書き、小選挙区の話を書き、後には書いてあるということなので、割り当て、候補者クォータ制に限りなく近い方を上に書いてという編集方針とはしているつもりでございます。

○辻村委員 イギリスは違ふ。イギリスは労働党を上に書いていますね。

○小林推進課長 本日の資料は、イギリスの労働党の制度はクォータという認識があつたものから、ちょっとそこは入れ替えをさせていただきます。

○今野座長 そのときに、例えばうまくいくかどうかかわからないですけれども、純粋を最初書いて、少し疑似っぽいのを後に書くといいですけれども、それで少し違ふということ

を印象づけるために、一番最初に何か文章入らないかな。文章は浮かばないけれども、ピュアではないけれどもとか、何かそのようなことのもうまい文章を考えてもらって。その文章1個考えれば、あとみんなそれを使えばいいのですね。ただ、これは、順番だけでやると、今おっしゃられたようなことを読み手は意識できないと思うのですね。我々はここで議論したので意識できますけれども、そこを意識できるような表現の工夫を考えられますか。

○小林推進課長 御相談させていただいて、考えたいと思います。

○今野座長 要するに、趣旨は、ピュアではないけれどもと書けばいいのです。

○辻村委員 これまでも発言しましたがけれども、日本では、憲法や法律によってクオータ制を強制するというのもなかなか難しいので、この政党による自発的クオータを進めていくということが望ましいのではないかと、という印象を持っております。

そこで、努力義務を法律で書いておいて、更にCと組み合わせるという形が、実現可能性があるかなという感じを持っていますので、その辺りについて誤解が生じないような書き方がいい。拘束名簿式比例代表の場合は、候補者の女性比率を定めることはやりやすいわけですね。6人のうち2人という3分の1でもいいですし、男女交互でもいいですし。だから、それを実現しやすい制度が比例代表制であるということは、他の委員のみなさんも主張されていたことだと思います。ここについては余り異論がありませんので、そういったことを前面に出しておけばよろしいのかなと思いました。

○今野座長 では、表現、工夫しましょう。ほかにいかがですか。

私の方からいいですか。科学技術・学術分野で、本当に細かい話ですが、「研究機関」と書いてある場合と「研究機関等」と書いてある場合があるので、何が違うのかなと思ったのですけれども、そこは直っているかな。具体的に言わないとわからないですね。研究機関と言ったときには大学も入っているわけですか。

○中村専門職 入っています。

○今野座長 では、研究機関等の「等」は要らないのかな。

○中村専門職 恐らく。

○今野座長 ちょっと見てみて。

○中村専門職 わかりました。

○岡島局長 「等」は学会とかではないですかね。確認します。

○今野座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、御意見をいただきましたので、この辺で議論を終了させていただければと思いますが、よろしいですか。

それでは、今日は重要な点で幾つか意見をいただきましたので、それに基づいて修正を事務局にしてもらいまして、私と鹿嶋座長代理と事務局で相談しながら、最終的な案を決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○今野座長 では、そのようにさせていただきます。

あと、このワーキング・グループの最終報告については、女性と経済ワーキング・グループの最終報告と併せて、基本問題・影響調査専門調査会の最終報告として整理しまして、2月3日の専門調査会で報告をするということになっております。

先ほど議論していただきました資料2の政党へ働きかける際の資料についても、専門調査会としての資料として、併せて専門調査会に報告するということを予定しております。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○中村専門職 次回は、先ほど座長からも話がありましたように、女性と経済ワーキング・グループの委員の方と合同という形で基本問題・影響調査専門調査会を開催いたします。日時は、2月3日金曜日の15時から開催することを予定しております。会場等につきましては、後日連絡をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○今野座長 報告書にもありますけれども、この会合、9回もやったのですね。大変活発な議論をしていただきまして感謝申し上げます。

それでは、これで終わりたいと思います。御協力ありがとうございました。